

生田哲郎◎弁護士・弁理士／寺島英輔◎弁護士

音楽教室における生徒の演奏行為について、 一審判決を変更し、演奏権(著作権法22条)の 侵害を否定した知財高裁判決

[東京地方裁判所 令和2年2月28日判決 平成29年(ワ)第20502号、同25300号] (第一審)
[知的財産高等裁判所 令和3年3月18日判決 令和2年(ネ)第10022号] (控訴審)

1. 事件の概要

本判決は、一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)による音楽教室からの著作権使用料徴収の是非を巡る事件の控訴審判決です。本件は、音楽教室の運営事業者である法人や個人(以下、控訴人)が、JASRAC(以下、被控訴人)に対し、生徒との受講契約に基づき教室または生徒の居宅内で行われるレッスンにおける、被控訴人管理楽曲の演奏または歌唱(以下、演奏)につき、著作権(演奏権)侵害に基づく損害賠償請求権等が存在しないことの確認を求めた事案です。控訴人らは、教師を兼ねる個人事業主としての事業者・個人教室を運営する事業者と、教師と委任契約ないし雇用契約を締結している法人の事業者と大別されます。

控訴人らは、第一審、控訴審を通じ、レッスンの実施行為と、さまざまな態様の個々の演奏行為(教師または生徒による演奏、録音物の再生、2小節以内の演奏など)とに細かく分け、各々につき請求権不存在の確認を求めました。

2. 争点

本件の争点は多岐にわたりますが、本稿では、第一審と控訴審で判断が異

なった個々の演奏と演奏権(著作権法22条)侵害の成否に絞って説明します。22条は、「著作者は、その著作物を、公衆に直接……聞かせることを目的として(以下、「公に」という。)……演奏する権利を専有する」と規定しています。本件では、音楽教室における演奏が同条の要件を満たすならば、音楽著作物の利用主体による演奏権侵害が成立するという関係にあります。そこで、音楽教室における演奏が①「公衆」に対するものか、②「聞かせることを目的」とするものかという二つの争点を解説し、併せて利用主体の問題にも適宜触れることにします。

3. 第一審の判断

一審判決は、全ての控訴人らとの関係で、①音楽著作物である被控訴人管理楽曲の利用主体は音楽教室事業者である控訴人らであるところ、控訴人らにとって音楽教室の生徒は「公衆」に当たる、②音楽教室における教師の演奏は、公衆である生徒に対して「聞かせることを目的」とするものであり、生徒の演奏は公衆である他の生徒または演奏している生徒自身に「聞かせることを目的」とする旨判断しました。

4. 控訴審の判断

(1) 控訴審は著作物の利用主体の判断基準について、最高裁平成23年1月20日民集65巻1号399頁〔ロクラクII事件〕を引用したうえで「音楽教室における演奏の主体の判断に当たっては、演奏の対象、方法、演奏への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、誰が当該音楽著作物の演奏をしているかを判断するのが相当である」と判示しました。

(2) 「公衆」については、「特定かつ多数の者を含む」(2条5項)との定義規定を参照しつつ、「特定かつ少数の者」以外の者、すなわち「不特定又は多数の者」をいう旨判示したうえで、「特定」の意味について「演奏権の主体と演奏を聞かせようとする目的の相手方との間に個人的な結合関係があることをいうものと解される」としました。

さらに、22条は、「演奏者は面前にいる相手方に聞かせることを目的として演奏することを求めている」としたうえで、「公衆」は、演奏主体と同一人である場合も含むかという点について、「その文理からしても、演奏主体とは別の者を指すと解することができる」と判示しました。

(3) 次に、「聞かせることを目的」とするものの意義について、「演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らし、演奏者に『公衆』に演奏を聞かせる目的意思があったと認められる場合をいい、かつ、それを超える要件を求めるものではない」と判示しました。

(4) 控訴審は以上をまとめて、「演奏権の行使となるのは、演奏者が、①面前にいる個人的な人的結合関係のない者に対して、又は、面前にいる個人的な結合関係のある多数の者に対して、②演奏が行われる外形的・客観的な状況に照らして演奏者に上記①の者に演奏を聞かせる目的意思があったと認められる状況で演奏をした場合と解される」としました。そのうえで、判断の枠組みについて、「控訴人らの音楽教室で行われた演奏は、教師並びに生徒及びその保護者以外の者の入室が許されない教室か、生徒の居宅であるから、演奏を聞かせる相手方の範囲として想定されるのは、ある特定の演奏行為が行われた時に在室していた教師及び生徒のみである。すなわち、本件においては、一つの教室における演奏行為があった時点の教師又は生徒をとらえて『公衆』であるか否かを論じなければならない」と判示しました。

(5) 控訴審は、上記の枠組みに従い、音楽教室事業者ではない教師が音楽教室において行う演奏について、「控訴人らは、教師に対し、本件受講契約の本旨に従った演奏行為を、雇用契約又は準委任契約に基づく法的義務の履行として求め、必要な指示や監督をしながらその管理支配下において演奏させているといえるのであるから、教師がし

た演奏の主体は、規範的観点に立てば控訴人らであるというべきである」とし、教師を兼ねる個人事業主としての事業者が教師として自ら行う演奏も含め、演奏行為の主体は音楽教室事業者である控訴人らである旨認定しました。

そのうえで、演奏の主体たる音楽教室事業者からみて、生徒が「公衆」といえるか否かという点について、「本件受講契約を締結する時点では、控訴人らと生徒との間に個人的な結合関係はなく、かつ、……控訴人らと生徒とは、音楽教室における授業に関する限り、その受講契約のみを介して関係性を持つにすぎない」ことを理由として、「控訴人らと生徒の当該契約から個人的結合関係が生じることはなく、……音楽教室事業者である控訴人らからみて、その生徒は、その人数に関わりなく、いずれも『不特定』の者に当たり、『公衆』になるというべきである」と判示しました。

また、「聞かせることを目的」の該当性について、「控訴人らの音楽教室におけるレッスンは、教師又は再生音源による演奏を行って生徒に課題曲を聞かせることと、これを聞いた生徒が課題曲の演奏を行って教師に聞いてもらうことを繰り返す中で、演奏技術等の教授を行うものであるから、教師又は再生音源による演奏が公衆である生徒に対し聞かせる目的で行われていることは、明らかである」と判示しました。

(6) これに対し、生徒による演奏行為については「生徒は、控訴人らとの間で締結した本件受講契約に基づく給付としての楽器の演奏技術等の教授を受けるためレッスンに参加しているのであるから、教授を受ける権利を有し、これ

に対して受講料を支払う義務はあるが、所定水準以上の演奏を行う義務や演奏技術等を向上させる義務を教師又は控訴人らのいずれに対しても負ってはならず、その演奏は、専ら、自らの演奏技術等の向上を目的として自らのために行うものであるし、また、生徒の任意かつ自主的な姿勢に任されているものであって、音楽教室事業者である控訴人らが、任意の促しを超えて、その演奏を法律上も事実上も強制することはできない」「控訴人らによる楽曲の選定、楽器、設備等の提供、設置は、個別の取決めに基づく副次的な準備行為、環境整備にすぎず、教師が控訴人らの管理支配下にあることの考慮事情の一つにはなるとしても、控訴人らの顧客たる生徒が控訴人らの管理支配下にあることを示すのではなく、いわんや生徒の演奏それ自体に対する直接的な関与を示す事情とはいえない」とし、生徒がした演奏の主体は生徒である旨認定しました。

そのうえで、「公衆に直接……聞かせることを目的」の該当性について、「生徒の演奏は、本件受講契約に基づき特定の音楽教室事業者の教師に聞かせる目的で自ら受講料を支払って行われるものであるから、『公衆に直接(中略)聞かせることを目的』とするものとはいえず、生徒に演奏権侵害が成立する余地もないと解される」とし、生徒の演奏について教師が「公衆」に当たらない旨、および他の生徒または演奏している生徒自身に「聞かせることを目的」とするものではない旨を明らかにしました。

(7) 教師の演奏については控訴人らの演奏権侵害を認めた一方で、生徒の演奏は演奏権侵害を否定しました。

5. 考察

(1) 本件において、個々の演奏について控訴人らが被控訴人の演奏権を侵害したとするためには、音楽教室事業者である控訴人らが音楽著作物の「演奏」(22条)の主体と認定されることが必要です。知財高裁は、教師による演奏と生徒による演奏のそれぞれについて、音楽著作物の利用行為をしているのは誰かという点、およびそれらの演奏が22条の「公衆に直接……聞かせることを目的」とするかという点を各々丁寧に認定しています。

(2) 著作物の利用行為(侵害行為)の主体が問題となった事案として、最高裁昭和63年3月15日民集42巻3号199頁[クラブキャッツアイ事件]があります。同判決は、カラオケ装置を設置したスナックにおいて客が楽曲を歌唱した行為について、①客は、店の従業員による歌唱の勧誘、店の経営者の備え置いたカラオケテープの範囲内での選曲等を通じて、店の経営者の管理の下に歌唱していると解されること、②店の経営者は、客の歌唱を利用して営業上の利益を増大させることを意図していたことなどを理由として、音楽著作物の利用主体(侵害主体)を客ではなく、店の経営者であるとしました。

本件の被控訴人(実は上記最判の当事者でもある)は、上記最判を援用し、本件における生徒の演奏をカラオケ店における客の歌唱と同一視すべきであると主張しました。これに対し、知財高裁は、①「カラオケ室の設営やカラオケ設備の設置は、一般的な歌唱のための単なる準備行為や環境整備にとどまらず、カラオケ歌唱という行為の本質からみ

て、これなくしてはカラオケ店における歌唱自体が成り立ち得ない」点で、客の歌唱は店の管理支配下にあるというべきであるのに対し、「音楽教室における生徒の演奏の本質は、あくまで教師に演奏を聞かせ、指導を受けること自体にある」[控訴人らによる楽曲の選定、楽器、設備等の提供、設置は、個別の取決めに基づく副次的な準備行為、環境整備]にすぎない点で、生徒の演奏は控訴人らの管理支配下にあるとはいえないとし、被控訴人の主張を排斥しました。

以上のように、著作物の利用行為の主体は物理的な観点だけでなく、規範的な観点から評価されています。もっとも、近年では、前記ロクラクⅡ事件や本件控訴審判決のように、利益の帰属という要素は必ずしも重視されません。

(3) 次に、22条の要件である「公衆」「聞かせることを目的」の意義につき、知財高裁が示した解釈は一般的なものです。「公衆」=「『特定かつ少数の者』以外」は、「特定かつ多数」「不特定かつ多数」「不特定かつ少数」のいずれの場合をも含むことに注意が必要です。

知財高裁は、「特定」=「演奏の主体と聞かせる相手方との個人的な結合関係があること」と解したうえで、教師がした演奏の主体である控訴人らと、聞かせる相手方である生徒とは、受講契約のみを介して関係性を持つにすぎず、個人的結合関係がないと判示しています。

これに対し、生徒がした演奏については、「教師が『公衆』に該当しないことは当事者間に争いが無い」として理由を明示していませんが、演奏の主体である生徒が「特定の……教師に聞かせる目的で」行うものと認定していることから、聞かせる相手方である教師と、個人的な結合関係があることを前提としていると解されます。

生徒の演奏につき、第一審がその主体を控訴人らとし、かつ「聞かせることを目的」とする相手方を、公衆である他の生徒または演奏する生徒自身として、演奏権侵害を認めたのに対し、知財高裁は、演奏の主体を生徒自身とし、かつ、相手方を特定の(公衆でない)教師として、演奏権侵害を否定した点が異なります。

(4) 本件では、音楽教室における著作物のあらゆる利用態様につき、演奏権侵害の有無が争われました。これは、著作権等管理事業者たる被控訴人が演奏権侵害による損害賠償請求を行う場合において、114条4項が、被控訴人の定める使用料規程のうち「侵害の行為に係る著作物等の利用の態様について適用されるべき規定により算出した……使用料の額」による損害額の算定を許容していることと関係するものと思われます。

(5) 本件は、著作権侵害の主体、演奏権(22条)の成立要件の解釈、あてはめにおいて実務上極めて参考になります。

いくたてつお

東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

てらしま えいすけ

東京大学経済学部経済学科、同経営学科卒業。知的財産法務以外にも、多数の一般民事事件、刑事事件における豊富な経験・実績を有する。交渉・訴訟対応全般を得意とする。AI・機械学習分野における法務も取り扱う。統計検定(1級・統計数理、準1級)取得。